

本格運用開始時点において情報連携可能な
事務手続の一覧及び省略可能な書類
(H29.11.13時点)

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|-------|----------------------------------|---|--------------|---|--|---------------|--------------------|-------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 1 | 2 | 2-1-10イ | 2-2 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定 | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 2 | 2 | 2-1-10ハ | 2-3 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定 | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 3 | 2 | 2-1-10ロ | 2-4 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定 | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 4 | 2 | 2-1-11イ | 2-27 | 全国健康保険協会被保険者の被保険者証の検認又は更新等 | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 5 | 2 | 2-1-11ハ | 2-28 | 全国健康保険協会被保険者の被保険者証の検認又は更新等 | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 6 | 2 | 2-1-11ロ | 2-29 | 全国健康保険協会被保険者の被保険者証の検認又は更新等 | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 7 | 2 | 2-1-12 | 2-32 | 全国健康保険協会被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定 | 全国健康保険協会の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 8 | 2 | 2-1-3イ | 2-52 | 全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定 | 全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 9 | 2 | 2-1-4 | 2-75 | 全国健康保険協会被保険者の家族埋葬料の支給決定 | 全国健康保険協会の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 10 | 2 | 2-1-17イ | 2-108 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定 | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 11 | 2 | 2-1-17ハ | 2-109 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定 | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 12 | 2 | 2-1-17ロ | 2-110 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定 | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 13 | 2 | 2-1-3イ | 2-122 | 日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定 | 日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|-------|---|---|--------------|---|---|---------------|---|-------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 14 | 2 | 2-1-5イ | 2-128 | 日雇特例被保険者の出産育児一時金及び出産手当金の支給の申請 | 日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 15 | 2 | 2-1-2 | 2-146 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続 | 34 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類 | 全国健康保険協会 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 16 | 2 | 2-1-9 | 2-149 | 健康保険給付を受給する日雇特例被保険者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 日雇特例被保険者が、同一の事由により健康保険等から給付を受けた場合に、給付調整を行う手続 | 35 | 健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 同一の事由について、医療保険各法による給付を受けたことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 17 | 3 | 3-1-10 | 2-155 | 健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認 | 被保険者として、健康保険組合に加入するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 18 | 3 | 3-1-11イ | 2-183 | 健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定 | 被保険者として、健康保険組合に加入するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 19 | 3 | 3-1-11ハ | 2-184 | 健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定 | 被保険者として、健康保険組合に加入するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 20 | 3 | 3-1-11ロ | 2-185 | 健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定 | 被保険者として、健康保険組合に加入するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|-------|--|---|--------------|---|---|---------------|---|-------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 21 | 3 | 3-1-12イ | 2-213 | 健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等 | 健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 22 | 3 | 3-1-13 | 2-217 | 健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定 | 健康保険組合の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 23 | 3 | 3-1-4イ | 2-234 | 健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定 | 健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 24 | 3 | 3-1-1 | 2-299 | 被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整 | 健康保険の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 25 | 3 | 3-1-3 | 2-301 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続 | 34 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 健康保険組合 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 26 | 3 | 3-1-12ハ | 2-349 | 健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等 | 健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 27 | 3 | 3-1-12ロ | 2-350 | 健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等 | 健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 28 | 2 | 2-1-4 | 2-355 | 日雇特例被保険者の埋葬料の支給決定 | 日雇特例被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|-------|---|---|--------------|---|---|---------------|---|-------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 29 | 2 | 2-1-5イ | 2-356 | 日雇特例被保険者の家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給決定（家族出産育児一時金） | 日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 30 | 2 | 2-1-18 | 2-357 | 全国健康保険協会任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認 | 前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 31 | 2 | 2-1-1 | 2-364 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により国家公務員災害補償保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 健康保険による給付を受けた全国健康保険協会の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続 | 34 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 休業補償決定通知書 | 全国健康保険協会 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 32 | 3 | 3-1-2 | 2-365 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により労働者災害補償保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 健康保険による給付を受けた健康保険の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続 | 34 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 健康保険組合 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 33 | 2 | 2-1-4 | 2-384 | 日雇特例被保険者の家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給決定（家族埋葬料） | 日雇特例被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 34 | 3 | 3-1-5 | 2-397 | 健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定 | 健康保険組合の被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 35 | 6 | 6-1-6イ | 4-14 | 船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金） | 船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 36 | 6 | 6-1-6イ | 4-21 | 遺族年金の後順位者への支給決定 | 船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 37 | 6 | 6-1-16 | 4-54 | 船員保険法による年金たる給付の受給（遺族年金の支給停止（解除）の決定） | 船員保険法による遺族年金の支給の停止又は支給の停止の解除を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|-------|--|--|--------------|---|---|----------------------|---|---------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 38 | 5 | 5-1-6 | 4-62 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続き | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 39 | 6 | 6-1-7ロ | 4-63 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 40 | 6 | 6-1-7イ | 4-64 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 41 | 6 | 6-1-9 | 4-88 | 船員保険法による療養の給付の受給（高齢受給者の一部負担金の軽減の認定） | 船員保険の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 42 | 5 | 5-1-8 | 4-102 | 船員法による療養補償との支給調整 | 船員保険の被保険者等が、下船後の療養補償に相当する船員保険法による給付を受けた際に、一部負担金等の自己負担の金額を給付するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 医療保険各法による療養費に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 43 | 5 | 5-1-2 | 4-170 | 船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続 | 44 | 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類 | 全国健康保険協会 | 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 44 | 5 | 5-1-1 | 4-171 | 船員保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 | 船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により健康保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続 | 44 | 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 45 | 5 | 5-1-7 | 4-200 | 被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認 | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 全国健康保険協会 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 46 | 6 | 6-1-8ロ | 4-201 | 被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認 | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 47 | 6 | 6-1-8イ | 4-202 | 被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認 | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 全国健康保険協会 | 市町村長 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 48 | 9 | 8-1-1イ | 7-9 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定 | 小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 49 | 9 | 8-1-1ロ | 7-10 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定 | 小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|------|----------------------------------|---|--------------|---|---|---------------------------|---------------------------|------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 50 | 9 | 8-1-1八 | 7-11 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定 | 小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 ※別途、医療保険者に対する照会のために課税証明書が必要な場合がある。 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 51 | 9 | 8-1-1二 | 7-12 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定 | 小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 52 | 9 | 8-1-2イ | 7-16 | 小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定 | 医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 53 | 9 | 8-1-2ロ | 7-17 | 小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定 | 医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 54 | 9 | 8-1-2ハ | 7-18 | 小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定 | 医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 ※別途、医療保険者に対する照会のために課税証明書が必要な場合がある。 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 55 | 9 | 8-1-2ニ | 7-19 | 小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定 | 医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 56 | 8 | 7-1-1イ | 7-23 | 里親の認定申請に係る事実についての審査【本人同意要】 | 里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 57 | 8 | 7-1-1ロ | 7-24 | 里親の認定申請に係る事実についての審査 | 里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 58 | 16 | 12-1-5二、ホ | 7-28 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 59 | 16 | 12-1-5チ | 7-30 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 19 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報 | 母子生活支援施設の入所決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 60 | 16 | 12-1-5リ | 7-31 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 61 | 16 | 12-1-5ヌ | 7-32 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 62 | 16 | 12-1-5ル | 7-33 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 63 | 16 | 12-1-5イ | 7-34 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 64 | 16 | 12-1-7 | 7-35 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 65 | 16 | 12-1-5ロ | 7-36 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 66 | 16 | 12-1-5ハ | 7-37 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 67 | 16 | 12-1-5ワ | 7-38 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|----|----------------|-------------|------|------------------|---|--------------|---|----------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 68 | 16 | 12-1-1ニ、ホ | 7-40 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 69 | 16 | 12-1-1チ | 7-42 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 19 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報 | 母子生活支援施設の入所決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 70 | 16 | 12-1-1リ | 7-43 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 71 | 16 | 12-1-1ヌ | 7-44 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 72 | 16 | 12-1-1ル | 7-45 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 73 | 16 | 12-1-1イ | 7-46 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 74 | 16 | 12-1-1ロ | 7-48 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 75 | 16 | 12-1-1ハ | 7-49 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 76 | 16 | 12-1-1フ | 7-50 | 負担能力の認定 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 77 | 8 | 7-1-2ロ | 7-53 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 78 | 8 | 7-1-2ハ | 7-54 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 79 | 14 | 11-1-1ニ | 7-55 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 80 | 14 | 11-1-1ホ | 7-56 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 81 | 8 | 7-1-3ロ | 7-59 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 82 | 8 | 7-1-3ハ | 7-60 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 83 | 14 | 11-1-2ロ | 7-61 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 84 | 14 | 11-1-2ハ | 7-62 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 85 | 8 | 7-1-4イ | 7-64 | 特定入所障害児食費等給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 86 | 8 | 7-1-4ロ | 7-65 | 特定入所障害児食費等給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|------|------------------------|---|--------------|---|--|---------------------------|---|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 87 | 14 | 11-1-3ロ | 7-66 | 特定入所障害児食費等給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 88 | 14 | 11-1-3ハ | 7-67 | 特定入所障害児食費等給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 89 | 15 | 11の2-1-1 | 7-68 | 障害児入所医療費の支給（健康保険法） | 障害児入所決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 39 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 90 | 15 | 11の2-1-2 | 7-69 | 障害児入所医療費の支給（船員保険法） | 障害児入所決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 39 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 船員保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 91 | 15 | 11の2-1-4 | 7-72 | 障害児入所医療費の支給（国民健康保険法） | 障害児入所決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 39 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 国民健康保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 92 | 9 | 8-1-3イ | 7-76 | 他の法令による給付との調整（健康保険法） | 小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 81 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 93 | 9 | 8-1-3ニ | 7-78 | 他の法令による給付との調整（国民健康保険法） | 小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 81 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 国民健康保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 94 | 9 | 8-1-3ロ | 7-79 | 他の法令による給付との調整（船員保険法） | 小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 81 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 船員保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 95 | 8 | 7-1-2イ | 7-81 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 96 | 8 | 7-1-2ニ | 7-82 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 97 | 14 | 11-1-1イ | 7-84 | 障害児入所給付費の支給決定 | 障害児入所決定を居住地都道府県等から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|------------------------|-------|---------------------------|---|--------------|---|----------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 98 | 8 | 7-1-3イ | 7-86 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 99 | 8 | 7-1-3ニ | 7-87 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 100 | 8 | 7-1-3ホ | 7-88 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 101 | 14 | 11-1-2イ | 7-89 | 高額障害児入所給付費の支給 | 障害児入所決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 都道府県知事、指定都市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 102 | 16 | 12-1-3ハ | 7-100 | 療育の給付に要する費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 103 | 16 | 12-1-3ニ | 7-101 | 療育の給付に要する費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 104 | 16 | 12-1-3イ | 7-102 | 療育の給付に要する費用の徴収【本人同意要】 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 105 | 16 | 12-1-3ロ | 7-103 | 療育の給付に要する費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 106 | 16 | 12-1-4リ | 7-104 | 助産の実施に要する費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 107 | 16 | 12-1-4ル | 7-105 | 助産の実施に要する費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 108 | 16 | 12-1-4ロ | 7-106 | 助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 109 | 9 | 8-1-4 | 7-113 | 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請内容変更 | 医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている支給認定の変更の届出を行った際の住民票に記載された住民票関係情報の確認を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 110 | 16 | 12-1-2ハ、ニ 12-1-6ハ、ニ | 7-116 | 負担能力の認定及び費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 111 | 16 | 12-1-2ト 12-1-6ト | 7-118 | 負担能力の認定及び費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 112 | 16 | 12-1-2リ 12-1-6リ | 7-119 | 負担能力の認定及び費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 113 | 16 | 12-1-2イ 12-1-6イ | 7-121 | 負担能力の認定及び費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 114 | 16 | 12-1-2ロ 12-1-6ロ | 7-122 | 負担能力の認定及び費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 115 | 16 | 12-1-2ル 12-1-6ル | 7-123 | 負担能力の認定及び費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 116 | 10 | 9-1-1ニ | 8-2 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|------|---------------------------|--|--------------|---|--|---------------|--|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 117 | 10 | 9-1-1ホ | 8-3 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 118 | 11 | 10-1-1ロ | 8-4 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 119 | 11 | 10-1-1ハ | 8-5 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 120 | 12 | 10の2-1-1 | 8-7 | 肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法） | 障害児通所決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 38 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 121 | 12 | 10の2-1-2 | 8-8 | 肢体不自由児通所医療費の支給（船員保険法） | 障害児通所決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 38 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 船員保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 122 | 12 | 10の2-1-4 | 8-11 | 肢体不自由児通所医療費の支給（国民健康保険法） | 障害児通所決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 38 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 国民健康保険被保険者証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 123 | 10 | 9-1-4ロ | 8-15 | 障害福祉サービスの提供 | やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 124 | 10 | 9-1-4ハ | 8-16 | 障害福祉サービスの提供 | やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 125 | 10 | 9-1-3ロ | 8-18 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 126 | 10 | 9-1-3ハ | 8-19 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 127 | 11 | 10-1-3ロ | 8-20 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 128 | 11 | 10-1-3ハ | 8-21 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 129 | 10 | 9-1-5ロ | 8-31 | 障害児通所給付決定の申請内容変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 130 | 10 | 9-1-5ハ | 8-32 | 障害児通所給付決定の申請内容変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 131 | 11 | 10-1-5イ | 8-33 | 障害児通所給付決定の申請内容変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|------|--|--|--------------|---|----------------------|---------------|---------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 132 | 11 | 10-1-5ロ | 8-34 | 障害児通所給付決定の申請内容変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 133 | 13 | 10の3 | 8-37 | 児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 134 | 16 | 12-1-8ホ、ヘ | 8-38 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 135 | 16 | 12-1-8ホ、ヘ | 8-40 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 136 | 16 | 12-1-8リ | 8-41 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 19 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報 | 母子生活支援施設の入所決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 137 | 16 | 12-1-8ヌ | 8-42 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 138 | 16 | 12-1-8ル | 8-43 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 139 | 16 | 12-1-8ヲ | 8-44 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 140 | 16 | 12-1-8イ | 8-45 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証等 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 141 | 16 | 12-1-8ハ | 8-47 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 142 | 16 | 12-1-8ニ | 8-48 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 143 | 16 | 12-1-8カ | 8-49 | 保育の措置に係る費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省子ども家庭局保育課 |
| 144 | 10 | 9-1-1イ | 8-51 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 145 | 11 | 10-1-1イ | 8-53 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 146 | 11 | 10-1-1ニ | 8-54 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 障害児通所決定又は特例障害児通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 147 | 10 | 9-1-3イ | 8-65 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 148 | 11 | 10-1-3イ | 8-66 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 149 | 11 | 10-1-3ニ | 8-67 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 150 | 11 | 10-1-3ホ | 8-68 | 高額障害児通所給付費の支給決定 | 障害児通所決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 151 | 10 | 9-1-2 | 8-70 | 障害児通所給付決定の変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|------|----------------------------------|--|--------------|---|--|---------------|---------------------------------------|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 152 | 11 | 10-1-2イ | 8-71 | 障害児通所給付決定の変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 153 | 11 | 10-1-2ロ | 8-72 | 障害児通所給付決定の変更 | 障害児通所決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 154 | 16 | 12-1-4ハ | 8-77 | 助産の実施に要する費用の徴収 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 155 | 16 | 12-1-4リ | 9-8 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 156 | 16 | 12-1-4ヌ | 9-9 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 157 | 16 | 12-1-4ル | 9-10 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 158 | 16 | 12-1-4イ | 9-11 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 159 | 16 | 12-1-4ロ | 9-12 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】 | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 160 | 16 | 12-1-4ハ | 9-13 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 161 | 16 | 12-1-4ニ | 9-14 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 162 | 16 | 12-1-4フ | 9-15 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 163 | 16 | 12-1-4ホ、ヘ | 9-16 | 費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む） | 児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 164 | 17 | 12の3-1-1 | 10-2 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 165 | 17 | 12の3-1-2 | 10-3 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 166 | 17 | 12の3-1-4 | 10-4 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|----------------------------------|-------|-------------------------------------|---|--------------|---|--|---------------|---|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 167 | 17 | 12の3-1-6 | 10-5 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 168 | 17 | 12の3-1-3 | 10-6 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 169 | 17 | 12の3-1-5 | 10-7 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 170 | 17 | 12の3-1-7 | 10-8 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく医療費の給付にあたり、他の法令による給付との調整を行うもの。 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 171 | 18 | 13-1-1イ | 10-10 | 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】 | 予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行うもの。 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 172 | 18 | 13-1-1ロ | 10-11 | 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 | 予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行うもの。 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 173 | 19 | 13の2-1-1 | 10-12 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の給付にあたり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行うもの。 | 51 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 174 | 19 | 13の2-1-2ロ | 10-13 | 他の法令による給付との調整 | 予防接種法第16条に基づく障害年金の給付にあたり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行うもの。 | 51 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 175 | 18 | 13-1-2-イ | 10-15 | 実費の徴収【本人同意要】 | 予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収するもの。 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 176 | 18 | 13-1-2-ロ | 10-16 | 実費の徴収 | 予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収するもの。 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 177 | 16の2 | 12の2-1-1 12の2-1-2 12の2-1-3 | 10-17 | 予防接種法による予防接種の実施 | 予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成するもの。 | 84 | 予防接種法による予防接種の実施に関する情報 | なし（予防接種台帳） | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 178 | 20 | 14-1-1ロ、 14-1-2ロ | 12-1 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 | やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|---------------------|-------|--|---|--------------|--|---|----------------|--|----------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 179 | 20 | 14-1-3ハ | 12-2 | 費用の徴収 | 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 180 | 20 | 14-1-1ハ、 14-1-2ハ | 12-4 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 | やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 181 | 20 | 14-1-3イ | 12-5 | 費用の徴収 | 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 182 | 20 | 14-1-3ロ | 12-6 | 費用の徴収 | 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 183 | 22 | 15-1-1 | 14-6 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（健康保険法関係） | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続 | 46 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 184 | 22 | 15-1-4 | 14-7 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国民健康保険法関係） | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続 | 46 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 185 | 22 | 15-1-2 | 14-8 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（船員保険法関係） | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続 | 46 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 186 | 22 | 15-1-6 | 14-12 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係） | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続 | 46 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 187 | 22 | 15-1-7 | 14-13 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係） | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続 | 46 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 188 | 23 | 16 | 14-15 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は指定都市の長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 189 | 24 | 17-1-1 | 14-16 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|-------|--|---|--------------|---|---|----------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 190 | 24 | 17-1-2 | 14-17 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は指定都市の長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 191 | 26 | 19-1-1イ | 15-1 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 192 | 26 | 19-1-1ロ | 15-2 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 193 | 26 | 19-1-1ハ | 15-3 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 194 | 26 | 19-1-1ニ、ホ、ヘ | 15-5 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 195 | 26 | 19-1-1ト | 15-6 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 196 | 26 | 19-1-1ヌ | 15-7 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 197 | 26 | 19-1-1ル | 15-8 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 198 | 26 | 19-1-1ヲ | 15-9 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 199 | 26 | 19-1-1ワ | 15-10 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 200 | 26 | 19-1-1カ | 15-11 | 生活保護の実施【本人同意要】 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 201 | 26 | 19-1-1ヨ | 15-12 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 202 | 26 | 19-1-1タ | 15-13 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 203 | 26 | 19-1-1レ | 15-14 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 204 | 26 | 19-1-1チ | 15-15 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 205 | 26 | 19-1-1ネ | 15-20 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 206 | 26 | 19-1-1ナ | 15-21 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|-------|----------------------------|---|--------------|--|--|---------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 207 | 26 | 19-1-1ラ | 15-22 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 208 | 26 | 19-1-1ム | 15-23 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 209 | 26 | 19-1-1ウ | 15-24 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 210 | 26 | 19-1-2イ | 15-26 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 211 | 26 | 19-1-2ロ | 15-27 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 212 | 26 | 19-1-2ハ | 15-28 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 213 | 26 | 19-1-2ニ、ホ、ヘ | 15-30 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 214 | 26 | 19-1-2ト | 15-31 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 215 | 26 | 19-1-2ヌ | 15-32 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 216 | 26 | 19-1-2ル | 15-33 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 217 | 26 | 19-1-2ヲ | 15-34 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 218 | 26 | 19-1-2フ | 15-35 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 219 | 26 | 19-1-2カ | 15-36 | 生活保護の申請に係る事実についての審査【本人同意要】 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 220 | 26 | 19-1-2コ | 15-37 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 221 | 26 | 19-1-2タ | 15-38 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 222 | 26 | 19-1-2レ | 15-39 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|---------------------------|--|--------------|--|--|---------------|---------------------------------|----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 223 | 26 | 19-1-2チ | 15-40 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 224 | 26 | 19-1-2ネ | 15-45 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 225 | 26 | 19-1-2ナ | 15-46 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 226 | 26 | 19-1-2ラ | 15-47 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 227 | 26 | 19-1-2ム | 15-48 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 228 | 26 | 19-1-2ウ | 15-49 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 229 | 26 | 19-1-3イ | 15-50 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 230 | 26 | 19-1-3ロ | 15-51 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 231 | 26 | 19-1-3ハ | 15-52 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 232 | 26 | 19-1-3ニ、ホ、ヘ | 15-54 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 233 | 26 | 19-1-3ト | 15-55 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 234 | 26 | 19-1-3ヌ | 15-56 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 235 | 26 | 19-1-3ル | 15-57 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 236 | 26 | 19-1-3ヲ | 15-58 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 237 | 26 | 19-1-3ワ | 15-59 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 238 | 26 | 19-1-3カ | 15-60 | 職権による生活保護の開始若しくは変更【本人同意要】 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|--------------------|--|--------------|--|---|---------------|---------------------------------|----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 239 | 26 | 19-1-3ヨ | 15-61 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 240 | 26 | 19-1-3タ | 15-62 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 241 | 26 | 19-1-3レ | 15-63 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 242 | 26 | 19-1-3チ | 15-64 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 243 | 26 | 19-1-3ネ | 15-69 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 244 | 26 | 19-1-3ナ | 15-70 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 245 | 26 | 19-1-3ラ | 15-71 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 246 | 26 | 19-1-3ム | 15-72 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 247 | 26 | 19-1-3ウ | 15-73 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 248 | 26 | 19-1-4イ | 15-74 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 249 | 26 | 19-1-4ロ | 15-75 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 250 | 26 | 19-1-4ハ | 15-76 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 251 | 26 | 19-1-4ニ、ホ、ヘ | 15-78 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 252 | 26 | 19-1-4ト | 15-79 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 253 | 26 | 19-1-4ヌ | 15-80 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 254 | 26 | 19-1-4ル | 15-81 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 255 | 26 | 19-1-4ヲ | 15-82 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|----------------------|--|--------------|--|--|---------------|------------------------|----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 256 | 26 | 19-1-4フ | 15-83 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 257 | 26 | 19-1-4カ | 15-84 | 生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 258 | 26 | 19-1-4ヨ | 15-85 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 259 | 26 | 19-1-4タ | 15-86 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 260 | 26 | 19-1-4レ | 15-87 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 261 | 26 | 19-1-4チ | 15-88 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 262 | 26 | 19-1-4ネ | 15-93 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 263 | 26 | 19-1-4ナ | 15-94 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 264 | 26 | 19-1-4ラ | 15-95 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 265 | 26 | 19-1-4ム | 15-96 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 266 | 26 | 19-1-4ウ | 15-97 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 267 | 26 | 19-1-5イ | 15-99 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 268 | 26 | 19-1-6イ | 15-100 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 269 | 26 | 19-1-6ロ | 15-101 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---------------|---|--------------|---|---|---------------|---------------------------------|----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 270 | 26 | 19-1-6ハ | 15-102 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 271 | 26 | 19-1-6ニ、ホ、ヘ | 15-104 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 272 | 26 | 19-1-6ト | 15-105 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 273 | 26 | 19-1-6ヌ | 15-106 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 274 | 26 | 19-1-6ル | 15-107 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 275 | 26 | 19-1-6ヲ | 15-108 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 276 | 26 | 19-1-6ワ | 15-109 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 277 | 26 | 19-1-6カ | 15-110 | 徴収金の徴収【本人同意要】 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 278 | 26 | 19-1-6コ | 15-111 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 279 | 26 | 19-1-6ク | 15-112 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 280 | 26 | 19-1-6ケ | 15-113 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 281 | 26 | 19-1-6チ | 15-114 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 282 | 26 | 19-1-6ネ | 15-119 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 283 | 26 | 19-1-6ナ | 15-120 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 284 | 26 | 19-1-6ラ | 15-121 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|---------------------|--|--------------|--|--|---------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 285 | 26 | 19-1-6ム | 15-122 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 286 | 26 | 19-1-6ウ | 15-123 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 287 | 26 | 19-1-1リ | 15-124 | 生活保護の実施 | 生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 288 | 26 | 19-1-2リ | 15-125 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 289 | 26 | 19-1-3リ | 15-126 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 290 | 26 | 19-1-4リ | 15-127 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 291 | 26 | 19-1-6リ | 15-128 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 292 | 26 | 19-1-1チ | 15-129 | 生活保護の実施 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 293 | 26 | 19-1-2チ | 15-130 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 | 生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 294 | 26 | 19-1-3チ | 15-131 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 | 生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 295 | 26 | 19-1-4チ | 15-132 | 生活保護の停止若しくは廃止 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 296 | 26 | 19-1-6チ | 15-133 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 297 | 26 | 19-1-5ロ | 15-154 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 298 | 26 | 19-1-5ハ | 15-155 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 299 | 26 | 19-1-5ニ、ホ、ヘ | 15-156 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 300 | 26 | 19-1-5ト | 15-157 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|--------------------|--|--------------|--|--|---------------|------------------------|----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 301 | 26 | 19-1-5ヌ | 15-158 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 302 | 26 | 19-1-5ル | 15-159 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 303 | 26 | 19-1-5ヲ | 15-160 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 304 | 26 | 19-1-5ワ | 15-161 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 305 | 26 | 19-1-5カ | 15-162 | 保護に要する費用の返還【本人同意要】 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 306 | 26 | 19-1-5ヨ | 15-163 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 307 | 26 | 19-1-5タ | 15-164 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 308 | 26 | 19-1-5レ | 15-165 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 309 | 26 | 19-1-5チ | 15-166 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 310 | 26 | 19-1-5ネ | 15-176 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 311 | 26 | 19-1-6ナ | 15-177 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 312 | 26 | 19-1-6ラ | 15-178 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 313 | 26 | 19-1-6ム | 15-179 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 314 | 26 | 19-1-6ウ | 15-180 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---------------------------------|---|--------------|---|--|---------------|--------------------|---------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 315 | 26 | 19-1-5チ | 15-186 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 316 | 26 | 19-1-5リ | 15-187 | 保護に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局保護課 |
| 317 | 27 | 20-9イ | 16-2 | 国民健康保険税の減免 | 国民健康保険税の減免の対象となる者であることの確認のための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 旧被扶養連絡票 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 318 | 27 | 20-4 | 16-5 | 個人住民税の減免 | 納税義務者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人住民税の減免を受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 319 | 27 | 20-5 | 16-6 | 固定資産税の減免 | 生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局固定資産税課 |
| 320 | 27 | 20-6 | 16-7 | 軽自動車税の減免 | 生活保護法の規定による扶助を受けている方が所有する軽自動車等に係る軽自動車税について、減免を受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局都道府県税課環境・自動車税制企画室 |
| 321 | 27 | 20-7 | 16-8 | 市町村法定外普通税の減免 | 法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局企画課 |
| 322 | 27 | 20-9口 | 16-9 | 水利地益税等の減免 | 生活保護等の受給者であることの確認のための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 323 | 27 | 20-10 | 16-10 | 法定外目的税の減免 | 法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局企画課 |
| 324 | 27 | 20-1 | 16-11 | 市町村民税の課税（家屋敷課税） | 市町村内に事務所や家屋敷を有する者で当該市町村内に住所を有しない者に対する均等割額の課税に係る調査のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | なし（公用請求など） | 市町村長 | 市町村長 | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 325 | 27 | 20-3 | 16-12 | 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 | 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | なし（公用請求など） | 市町村長 | 市町村長 | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 326 | 27 | 20-8口 | 16-14 | 国民健康保険税の賦課 | 納税義務者（国民健康保険の被保険者である世帯主）であることの確認のための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 327 | 27 | 20-8ハ | 16-16 | 国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減） | 特例対象被保険者等であることの確認のための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 市町村長 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 総務省自治税務局市町村税課 |
| 328 | 28 | 21-1ハ | 16-20 | 個人事業税の減免 | 事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局都道府県税課 |
| 329 | 28 | 21-4 | 16-21 | 都道府県法定外普通税の減免 | 法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局企画課 |
| 330 | 28 | 21-7 | 16-22 | 狩猟税の減免 | 狩猟税の減免の一つに貧困により生活のため公私の扶助を受けていることがあり、狩猟税申告書の添付書類として、自身が生活保護受給者であることを証する証明書を添付してもらうことで、狩猟税が減免となる手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局都道府県税課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-----------------|-------|---------------------|--|--------------|---|-----------------------------|--------------------------------------|---------------|---------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 331 | 28 | 21-8 | 16-23 | 水利地益税の減免 | 生活保護等の受給者であることの確認のための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局 市町村税課 |
| 332 | 28 | 21-9 | 16-24 | 法定外目的税の減免 | 法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局 企画課 |
| 333 | 28 | 21-5 | 16-25 | 固定資産税の減免 | 生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事（東京都） | 都道府県知事等 | 総務省自治税務局 固定資産税課 |
| 334 | 28 | 21-6 | 16-26 | 狩猟税の課税 | 狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟税申告者が道府県民税の所得割額の納付を要しないというものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する書類を住所地の市町村から証明を受けて県税事務所に提出する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類 | 都道府県知事 | 市町村長 | 総務省自治税務局 都道府県税課 |
| 335 | 31 | 22-1ハ | 19-4 | 家賃の決定 | 公営住宅入居者の家賃を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 336 | 31 | 22-1ニ | 19-5 | 家賃の決定 | 公営住宅入居者の家賃を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 337 | 31 | 22-1ハ | 19-10 | 収入超過者の家賃の決定 | 公営住宅入居者の家賃を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 338 | 31 | 22-1ニ | 19-11 | 収入超過者の家賃の決定 | 公営住宅入居者の家賃を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 339 | 31 | 22-4 | 19-15 | 公営住宅への入居者の決定 | 公営住宅の入居者を決定するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 340 | 31 | 22-4 (22-1ハ) | 19-16 | 公営住宅への入居者の決定【本人同意要】 | 公営住宅の入居者を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 341 | 31 | 22-4 (22-1ニ) | 19-17 | 公営住宅への入居者の決定 | 公営住宅の入居者を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 342 | 31 | 22-1ニ | 19-23 | 高額所得者の家賃の決定 | 公営住宅の家賃を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 343 | 31 | 22-2 | 19-27 | 家賃又は金銭を減免する決定 | 公営住宅の家賃等減免を決定するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 344 | 31 | 22-2 (22-1ハ) | 19-28 | 家賃又は金銭を減免する決定 | 公営住宅の家賃等減免を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 345 | 31 | 22-2 (22-1ニ) | 19-29 | 家賃又は金銭を減免する決定 | 公営住宅の家賃等減免を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|--------------------------|-------|--|---|--------------|---|---------------|--|---------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 346 | 31 | 22-2 | 19-33 | 敷金を減免する決定 | 公営住宅の敷金減免を決定するための 手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 347 | 31 | 22-2 (22-1ハ) | 19-34 | 敷金を減免する決定 | 公営住宅の敷金減免を決定するための 手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 348 | 31 | 22-2 (22-1ニ) | 19-35 | 敷金を減免する決定 | 公営住宅の敷金減免を決定するための 手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 349 | 31 | 22-3 (22-2) | 19-39 | 家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予す る決定 | 公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴 収を猶予する決定を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 350 | 31 | 22-3 (22-1ハ) | 19-40 | 家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予す る決定 | 公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴 収を猶予する決定を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 351 | 31 | 22-3 (22-1ニ) | 19-41 | 家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予す る決定 | 公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴 収を猶予する決定を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 352 | 31 | 22-5 | 19-45 | 公営住宅の入居者が、当該公営住宅 の入居の際に同居した親族以外の者 を同居させようとするときの承認 | 公営住宅の入居者が、当該公営住宅 の入居の際に同居した親族以外の者 を同居させようとするときの承認の ための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 353 | 31 | 22-5 (22-1ハ) | 19-46 | 公営住宅の入居者が、当該公営住宅 の入居の際に同居した親族以外の者 を同居させようとするときの承認 【本人同意要】 | 公営住宅の入居者が、当該公営住宅 の入居の際に同居した親族以外の者 を同居させようとするときの承認の ための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 354 | 31 | 22-5 (22-1ニ) | 19-47 | 公営住宅の入居者が、当該公営住宅 の入居の際に同居した親族以外の者 を同居させようとするときの承認 | 公営住宅の入居者が、当該公営住宅 の入居の際に同居した親族以外の者 を同居させようとするときの承認の ための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 355 | 31 | 22-6 (22-2) | 19-51 | 公営住宅の入居者が死亡し、又は退 去した場合において、その死亡時又 は退去時に当該入居者と同居してい た者が、引き続き当該公営住宅に居 住する際の承認 | 公営住宅の入居者が死亡し、又は退 去した場合において、その死亡時又 は退去時に当該入居者と同居してい た者が、引き続き当該公営住宅に居 住する際の承認のための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 356 | 31 | 22-6 (22-1ハ) | 19-52 | 公営住宅の入居者が死亡し、又は退 去した場合において、その死亡時又 は退去時に当該入居者と同居してい た者が、引き続き当該公営住宅に居 住する際の承認【本人同意要】 | 公営住宅の入居者が死亡し、又は退 去した場合において、その死亡時又 は退去時に当該入居者と同居してい た者が、引き続き当該公営住宅に居 住する際の承認のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 357 | 31 | 22-6 (22-1ニ) | 19-53 | 公営住宅の入居者が死亡し、又は退 去した場合において、その死亡時又 は退去時に当該入居者と同居してい た者が、引き続き当該公営住宅に居 住する際の承認 | 公営住宅の入居者が死亡し、又は退 去した場合において、その死亡時又 は退去時に当該入居者と同居してい た者が、引き続き当該公営住宅に居 住する際の承認のための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 358 | 31 | 22-10 | 19-56 | 公営住宅の明渡しの請求の決定 | 公営住宅入居者に対する明渡しの請 求を決定するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 359 | 31 | 22-7 (22-1ハ) 22-10 | 19-57 | 公営住宅の明渡しの請求の決定 | 公営住宅入居者に対する明渡しの請 求を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|--|-------|--|---|--------------|---|--|--------------------------------------|--------------------|----------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 360 | 31 | 22-7 (22-1ニ) 22-10 (22-1ニ) | 19-58 | 公営住宅の明渡しの請求の決定 | 公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 361 | 31 | 22-9 (22-1ハ) | 19-62 | 他の住宅をあっせんする事務 | 公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 362 | 31 | 22-9 (22-1ニ) | 19-63 | 他の住宅をあっせんする事務 | 公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 363 | 31 | 22-1ニ 22-2 (22-1ニ) 22-3 (22-1ニ) 22-7 (22-1ニ) 22-9 | 19-67 | 公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 | 公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 364 | 31 | 22-2 22-3 | 19-70 | 高額所得者から金銭を徴収する事務 | 公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 365 | 31 | 22-2 (22-1ニ) 22-3 (22-1ニ) | 19-72 | 高額所得者から金銭を徴収する事務 | 公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 366 | 31 | 22-8 | 19-75 | 明渡し期限を延長する事務 | 公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気になる場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 367 | 31 | 22-8 (22-1ニ) | 19-77 | 明渡し期限を延長する事務 | 公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気になることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 368 | 31 | 22-11 | 19-80 | 事業主体の定める条例に規定する事務 | 事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 369 | 31 | 22-11 (22-1ニ) | 19-82 | 事業主体の定める条例に規定する事務 | 事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 370 | 38 | 24-3 | 27-1 | 生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定 | 就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類について一律の定めはなく、基本的に庁内の照会として確認している） | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 市町村長 | 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 |
| 371 | 42 | 25-1-8イ | 30-2 | 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認 | 転入により市町村が運営する国民健康保険の被保険者となった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 住民票の写し 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---|--|--------------|---|--|----------------|--|-----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 372 | 42 | 25-1-8イ | 30-4 | 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認 | 被用者保険等の他の医療保険の資格を喪失したことにより市町村が運営する国民健康保険の被保険者となった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 373 | 42 | 25-1-9 | 30-22 | 被保険者の世帯変更の確認 | 国民健康保険における世帯の変更を確認するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長又は国民健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 374 | 42 | 25-1-10 | 30-25 | 世帯主の変更の届出の確認 | 国民健康保険における世帯主の変更を確認するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長又は国民健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 375 | 42 | 25-1-8イ | 30-28 | 組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認 | 被用者保険等の他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 376 | 42 | 25-1-8ロ | 30-29 | 組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認 | 被用者保険等の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長又は国民健康保険組合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 377 | 42 | 25-1-8イ | 30-33 | 国民健康保険法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認 | 被用者保険等の資格を取得したことにより、市町村が運営する国民健康保険の被保険者ではなくなった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 健康保険証 資格取得証明書 ※保険者が可能と判断する場合に、提出を省略できる 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 378 | 42 | 25-1-8イ | 30-35 | 組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認 | 被用者保険等の資格を取得したことにより、国民健康保険組合の被保険者ではなくなった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 健康保険証 資格取得証明書 ※保険者が可能と判断する場合に、提出を省略できる 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 379 | 43 | 25の2-1-1 | 30-115 | 他の法令による医療に関する給付との調整（健康保険法） | 国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続 | 33 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|---------------------|--------|--------------------------------------|---|--------------|---|--|--------------------------------------|--|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 380 | 43 | 25の2-1-2 | 30-116 | 他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険法） | 国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続 | 33 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 381 | 43 | 25の2-1-4 | 30-119 | 他の法令による医療に関する給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律） | 国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続 | 33 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 382 | 43 | 25の2-1-5 | 30-120 | 他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法） | 医療保険給付に優先する介護保険給付を受けることが出来ないか確認する手続 | 33 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 383 | 42 | 25-1-4, 5 | 30-123 | 出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付 | 他の国民健康保険から受給していないか確認するための手続出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に必要な情報を現保険者が前医療保険者に確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 384 | 44 | 26 | 30-132 | 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出） | 非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 ※非自発的失業後、雇用保険の給付を受けている（又は、受給期間を満了したが再就職していない）者は、添付書類を省略できる。 | 市町村長 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 385 | 42 | 25-1-7-口 | 30-135 | 保険料の減免 | 保険料の減免に必要な情報を現保険者が前医療保険者に確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 旧被扶養連絡票 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 386 | 53 | 27-1-1イ、 27-1-2イ | 34-1 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 | やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等をさせるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 387 | 53 | 27-1-3ハ | 34-2 | 費用の徴収 | 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 388 | 53 | 27-1-1ロ、 27-1-2ロ | 34-4 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 | やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等をさせるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 389 | 53 | 27-1-3イ | 34-5 | 費用の徴収 | 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 390 | 53 | 27-1-3ロ | 34-6 | 費用の徴収 | 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 391 | 54 | 28-3 (28-1ハ) | 35-3 | 改良住宅の入居者の決定 | 改良住宅の入居者を決定するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-----------------|-------|------------------------|----------------------------|--------------|---|-----------------------------|--|---------------|---------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 392 | 54 | 28-3 (28-1ニ) | 35-4 | 改良住宅の入居者の決定【本人同意 要】 | 改良住宅の入居者を決定するための 手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 393 | 54 | 28-3 (28-1ホ) | 35-5 | 改良住宅の入居者の決定 | 改良住宅の入居者を決定するための 手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 394 | 54 | 28-6 (28-1ニ) | 35-10 | 改良住宅の家賃の決定【本人同意 要】 | 改良住宅の家賃を決定するための手 続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 395 | 54 | 28-6 (28-1ホ) | 35-11 | 改良住宅の家賃の決定 | 改良住宅の家賃を決定するための手 続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 396 | 54 | 28-8 (28-1ハ) | 35-14 | 割増賃料を徴収する事務 | 改良住宅の割増賃料を決定するた めの手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 397 | 54 | 28-8 (28-1ニ) | 35-15 | 割増賃料を徴収する事務 | 改良住宅の割増賃料を決定するた めの手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 398 | 54 | 28-8 (28-1ホ) | 35-16 | 割増賃料を徴収する事務 | 改良住宅の割増賃料を決定するた めの手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 399 | 54 | 28-7 (28-1ハ) | 35-20 | 家賃を減免する決定 | 改良住宅の家賃減免を決定するた めの手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 400 | 54 | 28-7 (28-1ハ) | 35-21 | 家賃を減免する決定 | 改良住宅の家賃減免を決定するた めの手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 401 | 54 | 28-7 (28-1ハ) | 35-22 | 家賃を減免する決定 | 改良住宅の家賃減免を決定するた めの手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 402 | 54 | 28-1ハ | 35-26 | 敷金を減免する決定 | 改良住宅の敷金の減免を決定するた めの手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 403 | 54 | 28-1ニ | 35-27 | 敷金を減免する決定 | 改良住宅の敷金の減免を決定するた めの手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 404 | 54 | 28-1ホ | 35-28 | 敷金を減免する決定 | 改良住宅の敷金の減免を決定するた めの手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 405 | 54 | 28-7 (28-1ハ) | 35-32 | 割増賃料を減免する決定 | 改良住宅の割増賃料の減免を決定す るための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |
| 406 | 54 | 28-7 (28-1ニ) | 35-33 | 割増賃料を減免する決定 | 改良住宅の割増賃料の減免を決定す るための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住 宅総合整備課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|--------------------------|-------|----------------------------|---|--------------|---|-----------------------------|--------------------------------------|---------------|-----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 407 | 54 | 28-7 (28-1ホ) | 35-34 | 割増賃料を減免する決定 | 改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 408 | 54 | 28-2 (28-1ハ) | 35-38 | 家賃又は敷金の徴収を猶予する決定 | 改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 409 | 54 | 28-2 (28-1ニ) | 35-39 | 家賃又は敷金の徴収を猶予する決定 | 改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 410 | 54 | 28-2 (28-1ホ) | 35-40 | 家賃又は敷金の徴収を猶予する決定 | 改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 411 | 54 | 28-9 (28-1ハ) | 35-44 | 割増賃料の徴収を猶予する決定 | 改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 412 | 54 | 28-9 (28-1ニ) | 35-45 | 割増賃料の徴収を猶予する決定 | 改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 413 | 54 | 28-9 (28-1ホ) | 35-46 | 割増賃料の徴収を猶予する決定 | 改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 414 | 54 | 28-4 (28-1ハ) | 35-49 | 改良住宅の明渡しを請求する事務 | 改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 415 | 54 | 28-4 (28-1ホ) | 35-51 | 改良住宅の明渡しを請求する事務 | 改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 416 | 54 | 28-10 (28-1ニ) | 35-54 | 他の住宅をあっせんする事務 | 改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 417 | 54 | 28-10 (28-1ホ) | 35-55 | 他の住宅をあっせんする事務 | 改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 418 | 54 | 28-1ハ 28-2 (28-1ハ) | 35-57 | 改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 | 改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 419 | 54 | 28-1ニ 28-2 (28-1ニ) | 35-59 | 改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 | 改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 420 | 54 | 28-5 (28-1ハ) | 35-62 | 施行者の定める条例に規定する事務 | 事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|----------------------|---------|------------------|---------------------------------------|--------------|--|---|--------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 421 | 54 | 28-5 (28-1ホ) | 35-64 | 施行者の定める条例に規定する事務 | 事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 422 | 56の2 | 30-1 30-2 30-3 | 36の2-2 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 78 | 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 423 | 56の2 | 30-4 30-5 | 36の2-3 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 20 | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 424 | 56の2 | 30-6 | 36の2-5 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 都道府県知事 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 425 | 56の2 | 30-7 | 36の2-6 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 426 | 56の2 | 30-8 | 36の2-7 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 80 | 母子保健法による妊娠の届出に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 427 | 56の2 | 30-9 | 36の2-8 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 428 | 56の2 | 30-10 | 36の2-9 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |
| 429 | 56の2 | 30-11 | 36の2-10 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------------|---------|----------------------------|---|--------------|--|---|---------------|---|--------------------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 430 | 56の2 | 30-12 | 36の2-11 | 被災者台帳の作成 | 被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入力することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入力し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。) | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 内閣府政策統括官 (防災担当)付参事官 (被災者行政担当)付 |
| 431 | 57 | 31-1-1イ、ロ | 37-2 | 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続 | 25 | 児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 432 | 57 | 31-1-1ニ | 37-4 | 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 433 | 57 | 31-1-1ホ | 37-5 | 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 434 | 57 | 31-1-1ヘ | 37-6 | 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続 | 9 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 435 | 57 | 31-1-1ワ | 37-9 | 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続 | 49 | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 436 | 57 | 31-1-1カ | 37-14 | 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事) | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 437 | 57 | 31-1-2イ、ロ | 37-18 | 児童扶養手当の額改定請求の審査 | 児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続 | 25 | 児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 438 | 57 | 31-1-2ニ | 37-20 | 児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 439 | 57 | 31-1-2ホ | 37-21 | 児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続 | 9 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 440 | 57 | 31-1-2ヲ | 37-24 | 児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続 | 49 | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 441 | 57 | 31-1-2ワ | 37-29 | 児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事) | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 442 | 57 | 31-1-5イ、ロ | 37-36 | 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続 | 25 | 児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 443 | 57 | 31-1-3 31-1-5ニ | 37-38 | 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項、第2項に定める支給停止関係届及び第4条に定める現況届に係る手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 444 | 57 | 31-1-5ホ | 37-39 | 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 445 | 57 | 31-1-5ヘ | 37-40 | 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続 | 9 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|--------------------|-------|---------------------------|--|--------------|---|---|------------------|---|----------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 446 | 57 | 31-1-5ワ | 37-43 | 児童扶養手当の届出に係る事実につ いての審査 | 児童扶養手当法施行規則第4条に定 める現況届に係る手続 | 49 | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公 的年金給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事又は市町村 長 | 児童扶養手当法第三条第 二項に規定する公的年金 給付の支給を行うことと されている者 | 厚生労働省子ども家 庭局家庭福祉課 |
| 447 | 57 | 31-1-5カ 31-1-6ロ | 37-48 | 児童扶養手当の届出に係る事実につ いての審査 | 児童扶養手当法施行規則第4条に定 める現況届及び第4条の2に定める 障害の状態に関する届に係る手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に よる特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村 長 | 厚生労働大臣又は都道府 県知事（都道府県知事） | 厚生労働省子ども家 庭局家庭福祉課 |
| 448 | 61 | 32-1-1イ 32-1-2イ | 41-1 | 福祉の措置 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために採る手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 449 | 61 | 32-1-1ロ 32-1-2ロ | 41-3 | 福祉の措置 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために採る手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 450 | 61 | 32-1-1ハ 32-1-2ハ | 41-4 | 福祉の措置 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために採る手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支 援事業の実施若しくは保険料の徴収に関す る情報 | 受給資格証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 451 | 61 | 32-1-3 | 41-5 | 措置に要する費用の支弁 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために要する費用の支払 いに係る手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支 援事業の実施若しくは保険料の徴収に関す る情報 | 受給資格証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 452 | 62 | 33-1-1 | 41-6 | 措置に要する費用の徴収 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために要する費用を徴収 するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関 する法律による医療に関する給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したこ とを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の 情報の登録が遅れている一部の健康保険組 合及び国民健康保険組合、協会けんぽの 被扶養者に関する手続については、引続き 添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 453 | 62 | 33-1-2 | 41-7 | 措置に要する費用の徴収 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために要する費用を徴収 するための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 市町村長 | 厚生労働大臣（職業安定 局） | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 454 | 62 | 33-1-3 | 41-8 | 措置に要する費用の徴収 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために要する費用を徴収 するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 455 | 62 | 33-1-4 | 41-10 | 措置に要する費用の徴収 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために要する費用を徴収 するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |
| 456 | 62 | 33-1-5 | 41-11 | 措置に要する費用の徴収 | やむを得ない理由により介護保険 サービスの利用や居宅において養護 を受けることが困難な65歳以上の 者に対し、市町村が必要なサービス を提供するために要する費用を徴収 するための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支 援事業の実施若しくは保険料の徴収に関す る情報 | 受給資格証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局高 齢者支援課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|------------------|-------|--|---|--------------|---|---|----------------------|---------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 457 | 63 | 34-1-1 | 43-3 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条、第31条の5、第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】 | 償還未済額の償還免除を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が貸付を受けている都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 458 | 63 | 34-1-2 34-1-3 | 43-6 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】 | 資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 459 | 64 | 35-1-1 | 44-3 | ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定） | ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 460 | 64 | 35-1-2 | 44-4 | ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定） | ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 461 | 64 | 35-1-3 | 44-5 | ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定） | ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 462 | 65 | 36-1-3 | 45-10 | 高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人同意要】 | 高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 463 | 65 | 36-1-3 | 45-11 | 高等職業訓練修了支援給付金の額の算定【本人同意要】 | 高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 464 | 65 | 36-1-1口 | 45-12 | 自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 465 | 65 | 36-1-2口 | 45-13 | 高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 466 | 65 | 36-1-2口 | 45-14 | 高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 467 | 65 | 36-1-1ハ | 45-15 | 自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 56 | 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報 | 教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練） ※雇用保険の一般教育訓練を受講している者に限り、提出を省略できる。 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 468 | 65 | 36-1-2ニ | 45-16 | 高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録） | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 469 | 65 | 36-1-2ニ | 45-17 | 高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録） | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 470 | 65 | 36-1-2ハ | 45-18 | 高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 56 | 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報 | 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |
| 471 | 65 | 36-1-2ハ | 45-19 | 高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） | 高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続 | 56 | 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報 | 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|---------------------------------|---|--------------|---|--|--|---------------|---------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 472 | 66 | 37-1-1イ | 46-2 | 特別児童扶養手当の認定 | 特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長） | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 |
| 473 | 66 | 37-1-1ロ | 46-3 | 特別児童扶養手当の認定 | 特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長） | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 |
| 474 | 66 | 37-1-2イ | 46-17 | 特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 | 特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が受給者を審査するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長） | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 |
| 475 | 66 | 37-1-3 | 46-20 | 特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査 | 特別児童扶養手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県・指定都市）が受給者に確認するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長） | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 |
| 476 | 67 | 38-1-1ロ | 47-3 | 障害児福祉手当の認定 | 障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 |
| 477 | 67 | 38-1-1ロ | 47-23 | 特別障害者手当の認定 | 特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課 |
| 478 | 70 | 39-1-1 | 49-21 | 母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収 | 養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 479 | 70 | 39-1-2 | 49-22 | 母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収 | 養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 480 | 70 | 39-1-3 | 49-23 | 母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】 | 養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 481 | 70 | 39-1-4 | 49-24 | 母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収 | 養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 |
| 482 | 74 | 40-1 | 56-4 | 認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認） | 受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等） | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 483 | 74 | 40-1 | 56-5 | 認定の請求に係る事実の審査（所得の確認） | 受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等） | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|------------------------------------|---|--------------|---|--|--|--|---------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 484 | 74 | 40-3 | 56-11 | 現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認） | 受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等） | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 485 | 74 | 40-3 | 56-12 | 現況の届出に係る事実の審査（所得の確認） | 受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等） | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 486 | 74 | 40-1 | 56-25 | 認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認） | 受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | （支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 487 | 74 | 40-3 | 56-26 | 現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認） | 受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | （支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 488 | 74 | 40-2 | 56-27 | 児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認） | 受給資格者が児童手当の受給額を改定するのに必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | （支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 489 | 74 | 40-3 | 56-28 | 住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認） | 児童手当の受給資格者が住所等を変更した際に必要な手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | （支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの | 都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 490 | 77 | 41-1-1 | 57-12 | 未支給失業等給付の請求の受理 | 未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（職業安定局） | 市町村長 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 491 | 78 | 41の2-1-1 | 57-28 | 傷病手当の認定（健康保険法関係） | 傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続 | 43 | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 492 | 77 | 41-1-2 | 57-57 | 介護休業給付金の支給申請の受理 | 介護休業給付金を被保険者が公共職業安定所から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（職業安定局） | 市町村長 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|-----------------------|--|--------------|---|---|--|--|-----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 493 | 78 | 41の2-1-2 | 57-75 | 傷病手当の認定（船員保険法関係） | 傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続 | 43 | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 494 | 78 | 41の2-1-6 | 57-76 | 傷病手当の認定（地方公務員災害補償法関係） | 傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続 | 43 | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 495 | 78 | 41の2-1-3 | 57-81 | 傷病手当の認定（国民健康保険法関係） | 傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続 | 43 | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 496 | 80 | 43-1-6 | 59-2 | 政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定 | 後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 資格期間証明書 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 497 | 80 | 43-1-7 | 59-6 | 資格取得の届出【年齢到達】（確認） | 年齢到達（75歳）により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 資格期間証明書 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 498 | 80 | 43-1-7 | 59-8 | 資格取得の届出【転入】（確認） | 転入により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 資格期間証明書 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 499 | 80 | 43-1-7 | 59-12 | 資格喪失の届出（確認） | 転出又はその他の事由により、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を喪失された方を確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 健康保険証又は被保険者資格証明書 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---------------------------|--|--------------|---|---|--|--|-----------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 500 | 81 | 43の2-1-1 | 59-44 | 他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険） | 他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続 | 36 | 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 501 | 81 | 43の2-1-2 | 59-47 | 他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険） | 他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続 | 36 | 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 502 | 80 | 43-1-1ロ | 59-49 | 一部負担金に係る所得の額の算定 | 被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 503 | 80 | 43-1-4 | 59-103 | 葬祭費の支給又は葬祭の給付 | 葬祭費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（併給調整） | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 504 | 80 | 43-1-5イ | 59-111 | 保険料の賦課 | 保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 資格期間証明書 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 505 | 80 | 43-1-5ハ | 59-119 | 保険料の賦課 | 保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 市町村長 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 506 | 85の2 | 43の4-1ハ | 61の2-3 | 入居の申込みに係る事実についての審査【本人同意要】 | 賃貸住宅の入居の申込みに係る事実について審査を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|-----------------|---|--------------|---|---|--|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 507 | 85の2 | 43の4-2ハ | 61の2-7 | 賃貸借契約の解除【本人同意要】 | 入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居した場合の賃貸借契約の解除のための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 508 | 87 | 44-1-1イ | 63-1 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 509 | 87 | 44-1-1ロ | 63-2 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 510 | 87 | 44-1-1ハ | 63-3 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 511 | 87 | 44-1-1ニ、ホ、ヘ | 63-5 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 512 | 87 | 44-1-1ト | 63-6 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 513 | 87 | 44-1-1ヌ | 63-7 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 514 | 87 | 44-1-1ル | 63-8 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 515 | 87 | 44-1-1ヲ | 63-9 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 516 | 87 | 44-1-1ワ | 63-10 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 517 | 87 | 44-1-1カ | 63-11 | 支援給付の実施【本人同意要】 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 518 | 87 | 44-1-1コ | 63-12 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 519 | 87 | 44-1-1タ | 63-13 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 520 | 87 | 44-1-1レ | 63-14 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 521 | 87 | 44-1-1チ | 63-15 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 522 | 87 | 44-1-1ネ | 63-20 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 523 | 87 | 44-1-1ナ | 63-21 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|-------|----------------------------|--|--------------|--|--|---------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 524 | 87 | 44-1-1ラ | 63-22 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 525 | 87 | 44-1-1ム | 63-23 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 526 | 87 | 44-1-1ウ | 63-24 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 527 | 87 | 44-1-2イ | 63-49 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 528 | 87 | 44-1-2ロ | 63-50 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 529 | 87 | 44-1-2ハ | 63-51 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 530 | 87 | 44-1-2ニ、ホ、ヘ | 63-53 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 531 | 87 | 44-1-2ト | 63-54 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 532 | 87 | 44-1-2ヌ | 63-55 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 533 | 87 | 44-1-2ル | 63-56 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 534 | 87 | 44-1-2ヲ | 63-57 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 535 | 87 | 44-1-2フ | 63-58 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 536 | 87 | 44-1-2カ | 63-59 | 支援給付の申請に係る事実についての審査【本人同意要】 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 537 | 87 | 44-1-2コ | 63-60 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 538 | 87 | 44-1-2タ | 63-61 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 539 | 87 | 44-1-2レ | 63-62 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|-------|---------------------------|--|--------------|--|--|---------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 540 | 87 | 44-1-2チ | 63-63 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 541 | 87 | 44-1-2ネ | 63-68 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 542 | 87 | 44-1-2ナ | 63-69 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 543 | 87 | 44-1-2ラ | 63-70 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 544 | 87 | 44-1-2ム | 63-71 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 545 | 87 | 44-1-2ウ | 63-72 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 546 | 87 | 44-1-3イ | 63-76 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 547 | 87 | 44-1-3ロ | 63-77 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 548 | 87 | 44-1-3ハ | 63-78 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 549 | 87 | 44-1-3ニ、ホ、ヘ | 63-80 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 550 | 87 | 44-1-3ト | 63-81 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 551 | 87 | 44-1-3ヌ | 63-82 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 552 | 87 | 44-1-3ル | 63-83 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 553 | 87 | 44-1-3ヲ | 63-84 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 554 | 87 | 44-1-3ワ | 63-85 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 555 | 87 | 44-1-3カ | 63-86 | 職権による支援給付の開始若しくは変更【本人同意要】 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|--------------------|--|--------------|--|---|---------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 556 | 87 | 44-1-3ヨ | 63-87 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 557 | 87 | 44-1-3タ | 63-88 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 558 | 87 | 44-1-3レ | 63-89 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 559 | 87 | 44-1-3チ | 63-90 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 560 | 87 | 44-1-3ネ | 63-95 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 561 | 87 | 44-1-3ナ | 63-96 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 562 | 87 | 44-1-3ラ | 63-97 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 563 | 87 | 44-1-3ム | 63-98 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 564 | 87 | 44-1-3ウ | 63-99 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 565 | 87 | 44-1-4イ | 63-100 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 566 | 87 | 44-1-4ロ | 63-101 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 567 | 87 | 44-1-4ハ | 63-102 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 568 | 87 | 44-1-4ニ、ホ、ヘ | 63-104 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 569 | 87 | 44-1-4ト | 63-105 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 570 | 87 | 44-1-4ヌ | 63-106 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 571 | 87 | 44-1-4ル | 63-107 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 572 | 87 | 44-1-4ヲ | 63-108 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|----------------------|--|--------------|--|--|---------------|------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 573 | 87 | 44-1-4フ | 63-109 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 574 | 87 | 44-1-4カ | 63-110 | 支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 575 | 87 | 44-1-4ヨ | 63-111 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 576 | 87 | 44-1-4タ | 63-112 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 577 | 87 | 44-1-4レ | 63-113 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 578 | 87 | 44-1-4チ | 63-114 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 579 | 87 | 44-1-4ネ | 63-119 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 580 | 87 | 44-1-4ナ | 63-120 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 581 | 87 | 44-1-4ラ | 63-121 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 582 | 87 | 44-1-4ム | 63-122 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 583 | 87 | 44-1-4ウ | 63-123 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 584 | 87 | 44-1-5イ | 63-124 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 585 | 87 | 44-1-6イ | 63-125 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事等 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 586 | 87 | 44-1-6ロ | 63-126 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---------------|---|--------------|---|---|---------------|---------------------------------|----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 587 | 87 | 44-1-6ハ | 63-127 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 588 | 87 | 44-1-6ニ、ホ、ヘ | 63-129 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 589 | 87 | 44-1-6ト | 63-130 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 590 | 87 | 44-1-6ヌ | 63-131 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 591 | 87 | 44-1-6ル | 63-132 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 592 | 87 | 44-1-6ヲ | 63-133 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 593 | 87 | 44-1-6ワ | 63-134 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 594 | 87 | 44-1-6カ | 63-135 | 徴収金の徴収【本人同意要】 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 595 | 87 | 44-1-6ヨ | 63-136 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 596 | 87 | 44-1-6タ | 63-137 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 597 | 87 | 44-1-6レ | 63-138 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 598 | 87 | 44-1-6チ | 63-139 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 599 | 87 | 44-1-6ネ | 63-144 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 600 | 87 | 44-1-6ナ | 63-145 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---------------------|--|--------------|--|--|---------------|---|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | |
| 601 | 87 | 44-1-6ラ | 63-146 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 602 | 87 | 44-1-6ム | 63-147 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 603 | 87 | 44-1-6ウ | 63-148 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 604 | 87 | 44-1-1リ | 63-150 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 605 | 87 | 44-1-2リ | 63-151 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 606 | 87 | 44-1-3リ | 63-152 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 607 | 87 | 44-1-4リ | 63-153 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 608 | 87 | 44-1-6リ | 63-154 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 609 | 87 | 44-1-1チ | 63-155 | 支援給付の実施 | 支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 610 | 87 | 44-1-2チ | 63-156 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 | 生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 611 | 87 | 44-1-3チ | 63-157 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 | 支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 612 | 87 | 44-1-4チ | 63-158 | 支援給付の停止若しくは廃止 | 支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 613 | 87 | 44-1-6チ | 63-159 | 徴収金の徴収 | 生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 614 | 87 | 44-1-5コ | 63-186 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 615 | 87 | 44-1-5ハ | 63-187 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 58 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 | 職業訓練受講給付金支給決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣（職業安定局） 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 616 | 87 | 44-1-5ニ、ホ、ヘ | 63-188 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 23 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 | 小児慢性特定疾病医療費受給者証等 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|----------------------|--|--------------|---|---|---------------|----------------------|----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 617 | 87 | 44-1-5ト | 63-189 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 21 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | 貸付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 618 | 87 | 44-1-5ヌ | 63-190 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 619 | 87 | 44-1-5ル | 63-191 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 620 | 87 | 44-1-5ヲ | 63-192 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 18 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | 給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 621 | 87 | 44-1-5ワ | 63-193 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 74 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 | ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 622 | 87 | 44-1-5カ | 63-194 | 支援給付に要する費用の返還【本人同意要】 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 623 | 87 | 44-1-5コ | 63-195 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 12 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 624 | 87 | 44-1-5タ | 63-196 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 3 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | 児童手当証書 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 625 | 87 | 44-1-5レ | 63-197 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 保険料納付通知等 | 都道府県知事等 | 市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 626 | 87 | 44-1-5チ | 63-198 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 627 | 87 | 44-1-5ネ | 63-208 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 29 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している） | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 628 | 87 | 44-1-5ナ | 63-209 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 30 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 | 医療券の写し | 都道府県知事等 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|--|--|--------------|--|---|--|------------------------|----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 629 | 87 | 44-1-5ラ | 63-210 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 630 | 87 | 44-1-5ム | 63-211 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 69 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書 | 都道府県知事等 | 地方公務員災害補償基金 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 631 | 87 | 44-1-5ウ | 63-212 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 27 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 632 | 87 | 44-1-5チ | 63-218 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 633 | 87 | 44-1-5リ | 63-219 | 支援給付に要する費用の返還 | 生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続 | 82 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 | 特定医療費受給者証 | 都道府県知事等 | 都道府県知事 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 |
| 634 | 92 | 45-1 | 67-1 | 旧適用法人共済組合（J R, J T, N T T）に係る給付を行う際の確認 | 元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 市町村長 | 財務省主計局 |
| 635 | 92 | 45-2 | 67-2 | 旧適用法人共済組合（J R, J T, N T T）に係る給付を行う際の確認 | 年金者が死亡した際に、年金者の三親等内の親族が日本鉄道共済組合に支払未済給付を請求する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 市町村長 | 財務省主計局 |
| 636 | 93 | 46-1-1 | 68-3 | 第2号被保険者の被保険者証交付申請の確認 | 市町村が介護保険被保険者証を第2号被保険者に交付するための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 637 | 94 | 47-1-18イ | 68-7 | 保険料賦課要件の確認 | 被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 638 | 94 | 47-1-18ロ | 68-8 | 保険料賦課要件の確認 | 被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 639 | 94 | 47-1-18ハ | 68-9 | 保険料賦課要件の確認 | 被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 640 | 94 | 47-1-18ニ | 68-10 | 保険料賦課要件の確認 | 被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 641 | 94 | 47-1-21 | 68-15 | 被保険者の資格喪失の確認（2号） | 第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|---------------------------|--|--------------|---|---|---------------|--------------------|---------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 642 | 93 | 46-1-7 | 68-16 | 被保険者の資格喪失の確認（2号） | 第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 643 | 93 | 46-1-6 | 68-19 | 被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ） | 市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 644 | 94 | 47-1-20 | 68-20 | 被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ） | 市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 645 | 94 | 47-1-19イ | 68-30 | 保険料の減免申請の要件確認 | 市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 646 | 94 | 47-1-19ロ | 68-31 | 保険料の減免等申請の内容確認 | 市町村が保険料を減免等するに当たって内容を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 647 | 94 | 47-1-19ハ | 68-32 | 保険料の減免申請の要件確認 | 市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 648 | 94 | 47-1-19ニ | 68-36 | 保険料の徴収猶予申請の要件確認 | 市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 649 | 94 | 47-1-19ヒ | 68-37 | 保険料の徴収猶予申請の要件確認 | 市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 650 | 94 | 47-1-3イ | 68-57 | 居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認 | 市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 651 | 94 | 47-1-3ロ | 68-58 | 居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認 | 市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 652 | 94 | 47-1-3ハ | 68-59 | 居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認 | 市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 653 | 94 | 47-1-5イ | 68-63 | 介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認 | 市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 654 | 94 | 47-1-5ロ | 68-64 | 介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認 | 市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 655 | 94 | 47-1-5ハ | 68-65 | 介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認 | 市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 656 | 94 | 47-1-4イ | 68-73 | 高額介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 657 | 94 | 47-1-4ロ | 68-74 | 高額介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 658 | 94 | 47-1-4ハ | 68-75 | 高額介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|--------------------------|---|--------------|---|---------------|---------------|---------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 659 | 94 | 47-1-4ハ | 68-76 | 高額介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 660 | 94 | 47-1-6イ | 68-80 | 高額介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 661 | 94 | 47-1-6ロ | 68-81 | 高額介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 662 | 94 | 47-1-6ロ | 68-82 | 高額介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 663 | 94 | 47-1-6ハ | 68-83 | 高額介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 664 | 94 | 47-1-22イ | 68-97 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 665 | 94 | 47-1-22ロ | 68-98 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 666 | 94 | 47-1-22ロ | 68-99 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 667 | 94 | 47-1-22ハ | 68-101 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 668 | 94 | 47-1-22イ | 68-108 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 669 | 94 | 47-1-22ロ | 68-109 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 670 | 94 | 47-1-22ロ | 68-110 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 671 | 94 | 47-1-22ハ | 68-111 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 672 | 94 | 47-1-22イ | 68-118 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 673 | 94 | 47-1-22ロ | 68-119 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 674 | 94 | 47-1-22ロ | 68-120 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 675 | 94 | 47-1-22ハ | 68-122 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 676 | 94 | 47-1-22イ | 68-124 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 677 | 94 | 47-1-22ロ | 68-125 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 678 | 94 | 47-1-22ロ | 68-126 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|--------------------------------|---|--------------|---|--|---------------|--|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 679 | 94 | 47-1-22ハ | 68-127 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認 | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 680 | 93 | 46-1-2 | 68-129 | 他の法令（船員保険法）による給付との調整 | 市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続 | 45 | 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 681 | 94 | 47-1-23イ | 68-141 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 682 | 94 | 47-1-23ロ | 68-142 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 683 | 94 | 47-1-23ロ | 68-143 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 684 | 94 | 47-1-23ハ | 68-144 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 685 | 94 | 47-1-23イ | 68-148 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 686 | 94 | 47-1-23ロ | 68-149 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 687 | 94 | 47-1-23ロ | 68-150 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 688 | 94 | 47-1-23ハ | 68-151 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 689 | 93 | 46-1-3 | 68-155 | 要介護認定における医療保険被保険者資格の確認 | 介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 690 | 93 | 46-1-4 | 68-158 | 要支援認定における医療保険被保険者資格の確認 | 介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 691 | 93 | 46-1-3 | 68-161 | 要介護更新認定における医療保険被保険者資格の確認 | 介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|--|--|--------------|---|---|---------------|------------------------|-----------------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 692 | 93 | 46-1-4 | 68-164 | 要支援更新認定における医療保険被 保険者資格の確認 | 介護サービスの利用に必要な要介護 認定を医療保険被保険者が市町村から 受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関 する法律による医療に関する給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失した ことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の 情報の登録が遅れている一部の健康保険組 合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの 被扶養者に関する手続については、引続き 添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 693 | 93 | 46-1-3 | 68-167 | 要介護状態区分の変更の認定におけ る医療保険被保険者資格の確認 | 介護サービスの利用に必要な要介護 認定を医療保険被保険者が市町村から 受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関 する法律による医療に関する給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失した ことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の 情報の登録が遅れている一部の健康保険組 合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの 被扶養者に関する手続については、引続き 添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 694 | 93 | 46-1-4 | 68-170 | 要支援状態区分の変更の認定におけ る医療保険被保険者資格の確認 | 介護サービスの利用に必要な要介護 認定を医療保険被保険者が市町村から 受けるための手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関 する法律による医療に関する給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失した ことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の 情報の登録が遅れている一部の健康保険組 合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの 被扶養者に関する手続については、引続き 添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 695 | 94 | 47-1-1 | 68-172 | 住所移転後の要介護認定及び要支援 認定の要件確認 | 介護サービスの利用に必要な要介護 認定を介護保険被保険者が市町村から 受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支 援事業の実施若しくは保険料の徴収に関す る情報 | 受給資格証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 696 | 93 | 46-1-5 | 68-174 | 介護給付費等対象サービスの種類の 指定の変更の申請内容の確認 | 介護給付費等対象サービスの種類の 指定の変更の申請の内容を確認する 手続 | 31 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関 する法律による医療に関する給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報 | ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失した ことを示す書類 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の 情報の登録が遅れている一部の健康保険組 合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの 被扶養者に関する手続については、引続き 添付書類が必要になる。 | 市町村長 | 医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 697 | 94 | 47-1-7ロ | 68-180 | 保険料滞納者に係る支払い方法の変 更を行う際の特別な事情の確認 | 市町村が保険料滞納者に係る支払い 方法の変更を行う際の特別な事情を 確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 698 | 94 | 47-1-7ハ | 68-181 | 保険料滞納者に係る支払い方法の変 更を行う際の特別な事情の確認 | 市町村が保険料滞納者に係る支払い 方法の変更を行う際の特別な事情を 確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 699 | 94 | 47-1-8ロ | 68-183 | 保険料滞納者に係る支払い方法の変 更の記載の削除を行う場合の特別な 事情があることの確認 | 市町村が保険料滞納者に係る支払い 方法の変更の記載の削除を行う場合 の特別な事情を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 700 | 94 | 47-1-8ハ | 68-184 | 保険料滞納者に係る支払い方法の変 更の記載の削除を行う場合の特別な 事情があることの確認 | 市町村が保険料滞納者に係る支払い 方法の変更の記載の削除を行う場合 の特別な事情を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 701 | 94 | 47-1-9ロ | 68-186 | 保険給付の支払の一時差止を行う際 の特別な事情の確認 | 市町村が保険給付の支払の一時差止 を行う際の特別な事情を確認する手 続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 702 | 94 | 47-1-9ハ | 68-187 | 保険給付の支払の一時差止を行う際 の特別な事情の確認 | 市町村が保険給付の支払の一時差止 を行う際の特別な事情を確認する手 続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事 項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 703 | 94 | 47-1-12イ | 68-189 | 保険料を徴収する権利が消滅した場 合の介護給付等の額の減額等を行う 際の特別な事情の確認 | 市町村が保険料を徴収する権利が消 滅した場合の介護給付等の額の減額 等を行う際の特別な事情を確認する 手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労 自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 704 | 94 | 47-1-12ロ | 68-190 | 保険料を徴収する権利が消滅した場 合の介護給付等の額の減額等を行う 際の特別な事情の確認 | 市町村が保険料を徴収する権利が消 滅した場合の介護給付等の額の減額 等を行う際の特別な事情を確認する 手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|--------|--|--|--------------|---|---------------|---------------|---------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 705 | 94 | 47-1-12ハ | 68-191 | 保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認 | 市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 706 | 94 | 47-1-13イ | 68-193 | 保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認 | 市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 707 | 94 | 47-1-13ロ | 68-194 | 保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認 | 市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 708 | 94 | 47-1-13ハ | 68-195 | 保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認 | 市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 709 | 94 | 47-1-10ロ | 68-197 | 第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認 | 市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 710 | 94 | 47-1-10ハ | 68-198 | 第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認 | 市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 711 | 94 | 47-1-11ロ | 68-200 | 第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認 | 市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 712 | 94 | 47-1-11ハ | 68-201 | 第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認 | 市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 713 | 94 | 47-1-2イ | 68-202 | 負担割合証の交付 | 市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 714 | 94 | 47-1-2ロ | 68-203 | 負担割合証の交付 | 市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 715 | 94 | 47-1-2ロ | 68-204 | 負担割合証の交付 | 市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 716 | 94 | 47-1-2ハ | 68-205 | 負担割合証の交付 | 市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 717 | 94 | 47-1-4ハ | 68-207 | 高額介護サービス費の現役並み所得者の判定 | 市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 718 | 94 | 47-1-4ハ | 68-211 | 高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定 | 市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 719 | 94 | 47-1-22ロ | 68-215 | 特定入所者介護サービス費の支給にかかる配偶者の所得勘案 | 市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 720 | 94 | 47-1-22ロ | 68-217 | 特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案 | 市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 721 | 94 | 47-1-14イ | 68-223 | 地域支援事業の実施の要件確認 | 地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 722 | 94 | 47-1-14ロ | 68-224 | 地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】 | 地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 723 | 94 | 47-1-14ロ | 68-225 | 地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】 | 地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|--|---|--------------|---|---|---------------------|---|---------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 724 | 94 | 47-1-14ハ | 68-226 | 地域支援事業の実施の要件確認 | 地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 725 | 94 | 47-1-15イ | 68-230 | 総合事業の負担割合証の交付 | 市町村が利用者に負担割合証を公布する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 726 | 94 | 47-1-15ロ | 68-231 | 総合事業の負担割合証の交付 | 市町村が利用者に負担割合証を公布する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 727 | 94 | 47-1-15ハ | 68-232 | 総合事業の負担割合証の交付 | 市町村が利用者に負担割合証を公布する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 728 | 94 | 47-1-15ニ | 68-233 | 総合事業の負担割合証の交付 | 市町村が利用者に負担割合証を公布する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 729 | 94 | 47-1-16ロ | 68-234 | 総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定 | 高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 730 | 94 | 47-1-17イ | 68-238 | 地域支援事業の利用料に係る事務 | 地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 731 | 94 | 47-1-17ロ | 68-241 | 地域支援事業の利用料に係る事務 | 地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省老健局介護保険計画課/振興課/老人保健課 |
| 732 | 97 | 49-1-1 | 70-2 | 入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 733 | 97 | 49-1-2-イ | 70-17 | 他の法令による給付との調整 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続 | 47 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 734 | 97 | 49-1-2-ニ | 70-18 | 他の法令による給付との調整 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続 | 47 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 735 | 97 | 49-1-2-ロ | 70-19 | 他の法令による給付との調整 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続 | 47 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 736 | 97 | 49-1-2-ヘ | 70-22 | 他の法令による給付との調整 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続 | 47 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|----------------|-------|---|---|--------------|---|--|-------------------------|---|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 737 | 97 | 49-1-2-ト | 70-23 | 他の法令による給付との調整 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続 | 47 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事又は保健所を 設置する市の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 738 | 97 | 49-1-3 | 70-24 | 療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は保健所を 設置する市の長 | 市町村長 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 739 | 106 | 53-1イ | 81-1 | 奨学金の貸与申請に係る審査（奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうかの審査） | 奨学金の貸与を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 740 | 106 | 53-1ニ | 81-3 | 奨学金の貸与申請に係る審査（奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうかの審査） | 奨学金の貸与を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 都道府県知事等 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 741 | 106 | 53-1ト | 81-6 | 奨学金の貸与申請に係る審査（奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうかの審査） | 奨学金の貸与を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 742 | 106 | 53-2ニ | 81-8 | 奨学金の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認） | 奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 都道府県知事等 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 743 | 106 | 53-2ト 53-4ニ | 81-10 | 奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人の状況の確認） | 奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 744 | 106 | 53-2イ 53-4イ | 81-11 | 奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、二親等以内の親族の状況の確認） | 奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続 | 50 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 745 | 106 | 53-2ヘ 53-4ハ | 81-13 | 奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認） | 奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し（世帯主記載） | 独立行政法人日本学生支援機構 | 市町村長 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 746 | 106 | 53-3ハ | 81-18 | 奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認） | 奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 都道府県知事等 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 747 | 106 | 53-3ホ | 81-19 | 奨学金返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（通知発送（住所調査含む）、法的措置、債権償却、代位弁済請求）における本人、連帯保証人、保証人、申出人（口座名義人）の状況の確認） | 返還者等が機構に居住地等を示すための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し（世帯主記載） | 独立行政法人日本学生支援機構 | 市町村長 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 748 | 108 | 55-1-1リ | 84-2 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|-------------------------------------|---|--------------|---|--|---------------|---------------------------------|------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 749 | 108 | 55-1-1ヌ | 84-3 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 750 | 108 | 55-1-1ク | 84-4 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 751 | 108 | 55-1-1ハ | 84-5 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 752 | 108 | 55-1-1リ | 84-7 | 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 753 | 108 | 55-1-1ヌ | 84-8 | 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 754 | 108 | 55-1-1ハ | 84-10 | 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 755 | 108 | 55-1-1リ | 84-15 | 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 756 | 108 | 55-1-1ヌ | 84-16 | 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 757 | 108 | 55-1-1ク | 84-17 | 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 758 | 108 | 55-1-1ハ | 84-18 | 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 759 | 110 | 55の3-1-9 | 84-28 | 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 760 | 110 | 55の3-1-8 | 84-29 | 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 761 | 108 | 55-1-1リ | 84-31 | 補装具費の支給決定 | 補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 |
| 762 | 108 | 55-1-1ヌ | 84-32 | 補装具費の支給決定 | 補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 |
| 763 | 108 | 55-1-1ハ | 84-34 | 補装具費の支給決定 | 補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 |
| 764 | 108 | 55-1-1リ | 84-36 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 765 | 108 | 55-1-1ヌ | 84-37 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|--|---|--------------|--|--|---------------|--|---------------------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 766 | 108 | 55-1-1ハ | 84-38 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 767 | 109 | 55の2-1-1 | 84-39 | 他の法令による給付との調整（健康保険法） | 自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続 | 37 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課 |
| 768 | 109 | 55の2-1-2 | 84-40 | 他の法令による給付との調整（船員保険法） | 自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続 | 37 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課 |
| 769 | 109 | 55の2-1-4 | 84-44 | 他の法令による給付との調整（国民健康保険法） | 自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続 | 37 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課 |
| 770 | 109 | 55の2-1-6 | 84-47 | 他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律） | 自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続 | 37 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報 | 健康保険証 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課 |
| 771 | 109 | 55の2-1-7 | 84-48 | 他の法令による給付との調整（介護保険法） | 自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続 | 37 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課 |
| 772 | 108 | 55-1-5ヘ | 84-50 | 自立支援医療費の支給認定 | 自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 773 | 108 | 55-1-5ト | 84-51 | 自立支援医療費の支給認定 | 自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 774 | 108 | 55-1-5ク | 84-53 | 自立支援医療費の支給認定 | 自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 775 | 110 | 55の3-1-1チ | 84-62 | 自立支援医療費の支給認定 | 自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 776 | 110 | 55の3-1-1ト | 84-63 | 自立支援医療費の支給認定 | 自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 777 | 108 | 55-1-8ハ | 84-65 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更 | 支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 778 | 108 | 55-1-8ニ | 84-66 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更 | 支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 779 | 108 | 55-1-8イ | 84-67 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更 | 支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|--|--|--------------|---|--|---------------|---------------------------------|----------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 780 | 108 | 55-1-8ロ | 84-68 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更 | 支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 781 | 108 | 55-1-6ハ | 84-71 | 自立支援医療費の支給認定の変更 | 自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 782 | 108 | 55-1-6ニ | 84-72 | 自立支援医療費の支給認定の変更 | 自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事等 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 783 | 110 | 55の3-1-2チ | 84-82 | 自立支援医療費の支給認定の変更 | 自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事又は市町村長 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 784 | 110 | 55の3-1-2ト | 84-83 | 自立支援医療費の支給認定の変更 | 自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事又は市町村長 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 785 | 108 | 55-1-9イ | 84-84 | 自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 | 自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 786 | 108 | 55-1-1イ | 84-98 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 787 | 108 | 55-1-1ニ | 84-99 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 788 | 108 | 55-1-1ホ | 84-100 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 789 | 108 | 55-1-1ヘ | 84-101 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 | 介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 790 | 108 | 55-1-1ホ | 84-104 | 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定 | 地域相談支援給付費の支給決定を居住地市町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 791 | 108 | 55-1-1ロ | 84-109 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 792 | 108 | 55-1-7イ | 84-110 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 793 | 108 | 55-1-7ロ | 84-111 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 794 | 108 | 55-1-7ハ | 84-112 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 795 | 108 | 55-1-7ニ | 84-113 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 796 | 108 | 55-1-5ハ | 84-114 | 自立支援医療費の支給認定 | 自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 自立支援医療受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 797 | 108 | 55-1-2イ | 84-116 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 | 支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|--------|---|---|--------------|---|-----------------------------|---------------|---------------------------|-----------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 798 | 108 | 55-1-2ロ | 84-117 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 | 支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 4 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 799 | 108 | 55-1-2ハ | 84-118 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 | 支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 800 | 108 | 55-1-2ニ | 84-119 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 | 支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 801 | 108 | 55-1-3 | 84-121 | 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定 | 支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 都道府県知事又は市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 |
| 802 | 108 | 55-1-6ロ | 84-124 | 自立支援医療費の支給認定の変更 | 自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事又は市町村長 | 市町村長 | 厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 803 | 114 | 59-1-1 | 92-1 | 職業訓練受講給付金の支給 | 職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 市町村長 | 厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室 |
| 804 | 114 | 59-1-2 | 92-2 | 職業訓練受講給付金の支給 | 職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（職業安定局） | 市町村長 | 厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室 |
| 805 | 116 | 59の2-1ホ | 94-7 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 806 | 116 | 59の2-1イ | 94-9 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 807 | 116 | 59の2-1ハ | 94-11 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し（転出入者等に限る） | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 808 | 116 | 59の2-1ニ | 94-12 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 809 | 116 | 59の2-1チ | 94-13 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 810 | 116 | 59の2-1リ | 94-14 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 811 | 116 | 59の2-1ヌ | 94-15 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 812 | 116 | 59の2-1ロ | 94-16 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 813 | 116 | 59の2-2 | 94-22 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 | |
|-----|----------------|-------------|-------|--|--|--------------|---|----------------------|---------------|---------------------------|-----------------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | | | | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 |
| 814 | 116 | 59の2-2 | 94-24 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 815 | 116 | 59の2-2 | 94-26 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し（転出入者等に限る） | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 816 | 116 | 59の2-2 | 94-27 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 817 | 116 | 59の2-2 | 94-28 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 818 | 116 | 59の2-2 | 94-29 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 819 | 116 | 59の2-2 | 94-30 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 820 | 116 | 59の2-2 | 94-31 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 821 | 116 | 59の2-3 | 94-35 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 822 | 116 | 59の2-3 | 94-37 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 823 | 116 | 59の2-3 | 94-41 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 824 | 116 | 59の2-3 | 94-42 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 825 | 116 | 59の2-3 | 94-43 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 826 | 116 | 59の2-3 | 94-44 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 827 | 116 | 59の2-4 | 94-48 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 24 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報 | 入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し | 市町村長 | 都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 828 | 116 | 59の2-4 | 94-50 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 10 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 | 通所受給者証 | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |

■本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年11月13日時点）

別紙2

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|--|--|--------------|---|---|---------------|---------------------------------|-------------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 829 | 116 | 59の2-4 | 94-52 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し（転出入者等に限る） | 市町村長 | 市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 830 | 116 | 59の2-4 | 94-53 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 8 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 | 障害福祉サービス受給者証 | 市町村長 | 都道府県知事又は市町村長 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 831 | 116 | 59の2-4 | 94-54 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しによる変更に係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 832 | 116 | 59の2-4 | 94-55 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 16 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当証書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 833 | 116 | 59の2-4 | 94-56 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 市町村長 | 都道府県知事等 | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 834 | 116 | 59の2-4 | 94-57 | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 | 幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続 | 26 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） | 内閣府子ども・子育て本部新制度担当 |
| 835 | 120 | 59の3-1-1イ | 98-2 | 特定医療費の支給認定 | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 836 | 120 | 59の3-1-1ロ | 98-3 | 特定医療費の支給認定 | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 837 | 120 | 59の3-1-1ハ | 98-4 | 特定医療費の支給認定 | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 ※別途、医療保険者に対する照会のために課税証明書が必要な場合がある。 | 都道府県知事 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 838 | 120 | 59の3-1-1ニ | 98-5 | 特定医療費の支給認定 | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 839 | 120 | 59の3-1-1フ | 98-14 | 特定医療費の支給認定 | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 840 | 120 | 59の3-1-1ヲ | 98-15 | 特定医療費の支給認定 | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 841 | 120 | 59の3-1-2イ | 98-18 | 特定医療費の支給認定の変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 842 | 120 | 59の3-1-2ロ | 98-19 | 特定医療費の支給認定の変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続 | 17 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報 | 支援給付決定通知書 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 843 | 120 | 59の3-1-2ハ | 98-20 | 特定医療費の支給認定の変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 ※別途、医療保険者に対する照会のために課税証明書が必要な場合がある。 | 都道府県知事 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 844 | 120 | 59の3-1-2ニ | 98-21 | 特定医療費支給認定の変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 845 | 120 | 59の3-1-2フ | 98-30 | 特定医療費の支給認定の変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 | 都道府県知事 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 846 | 120 | 59の3-1-2ヲ | 98-31 | 特定医療費の支給認定の変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続 | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当証書 | 都道府県知事 | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令の 条項 | 事務手続 | | | 特定個人情報 | | | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|-------|--------------------------------|--|--------------|---|--|---------------|---|---------------|
| | | | 管理番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | | | |
| 847 | 120 | 59の3-1-3イ | 98-33 | 他の法令による給付との調整（健康保険法） | 特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 83 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 848 | 120 | 59の3-1-3ロ | 98-34 | 他の法令による給付との調整（船員保険法） | 特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 83 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 849 | 120 | 59の3-1-3ハ | 98-35 | 他の法令による給付との調整（児童福祉法） | 特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 83 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 指定小児慢性特定疾病医療受給者証 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 850 | 120 | 59の3-1-3ホ | 98-37 | 他の法令による給付との調整（国民健康保険法） | 特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 83 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 国共済、地共済、私学共済並びに加入者の情報の登録が遅れている一部の健康保険組合及び国民健康保険組合や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き添付書類が必要になる。 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 851 | 120 | 59の3-1-3ト | 98-40 | 他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律） | 特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 83 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 健康保険証 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 852 | 120 | 59の3-1-3チ | 98-41 | 他の法令による給付との調整（介護保険法） | 特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続 | 83 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 | 介護保険被保険者証 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 853 | 120 | 59の3-1-4 | 98-43 | 特定医療費の支給認定の申請内容変更 | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の申請内容を変更するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 都道府県知事 | 市町村長 | 厚生労働省健康局難病対策課 |

（注）

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。